

吸収合併に関する事後開示書面

2022年4月1日

株式会社大分銀行

2022年4月1日
株式会社 大分銀行
取締役頭取 後藤 富一郎

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

当行（以下、「甲」といいます。）は、大銀ビジネスサービス株式会社（以下、「乙」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社として、甲の100%子会社である乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いましたので、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2022年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 785 条および第 787 条の規定ならびに会社法第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
乙では、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
乙が発行する全株式を甲が保有しているため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
乙は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、会社法第 787 条の規定に該当する事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
乙は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021年11月22日付の官報および時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ合併公告を掲載しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、本吸収合併をやめることは請求できません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、甲の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。
 - (3) 債権者の異議
甲は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 22 日付官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
甲は、乙の資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項
別添のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2022 年 4 月 1 日
7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2021年11月22日

大銀ビジネスサービス株式会社

2021年11月22日
大銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役 田中 賢児

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2021年9月27日付けで株式会社大分銀行との間で締結した吸収合併契約(以下、「本吸収合併」といいます。)に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、株式会社大分銀行を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項
当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社は金融商品取引法に基づき有価証券報告書を提出しております。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

合併契約書

株式会社大分銀行（以下、「甲」という。）と大銀ビジネスサービス株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

1. 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として、吸収合併（以下、「本件合併」という。）をする。
2. 本契約当事者の商号および住所は以下のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社大分銀行

住所：大分市府内町 3 丁目 4 番 1 号

乙：吸収合併消滅会社

商号：大銀ビジネスサービス株式会社

住所：大分市花園 2 丁目 1 番 1 号

第 2 条（本件合併に際して交付する株式）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第 3 条（増加すべき資本金および準備金）

甲は、本件合併において、資本金および準備金の額を変更しない。

第 4 条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下、「本件合併効力発生日」という。）は、2022 年 4 月 1 日とする。但し、合併手続の進行等の都合により本件合併効力発生日を変更する必要があり、かつ甲乙間で協議の上合意した場合には、甲および乙は、当該合意に従い本件合併効力発生日を変更することができる。

第 5 条（会社財産の承継）

1. 乙は、本件合併効力発生日の前日現在の資産、負債その他の権利義務の一切を、本件合併効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は、本件合併効力発生日の前日現在の資産および負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

第 6 条（従業員の取扱い）

甲は、本件合併効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲および乙が協議して定める。

第 7 条（合併承認）

1. 甲および乙は、本件合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
2. 甲および乙は、2022 年 4 月 1 日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認および本件合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲および乙は、合併手続き進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲および乙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

第 8 条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後本件合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲および乙が協議してこれを行う。

第 9 条（合併条件の変更、解除）

本契約の締結日以降本件合併効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産に重大な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件合併を行う目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更またはこれを解除することができるものとする。

第 10 条（本契約の効力）

本契約の締結日以降本件合併効力発生日に至るまでの間において、甲もしくは乙のいずれかが第 7 条所定の合併承認取締役会決議を得られなかった場合、本件合併に必要な法令に定める関係官庁の承認等を得られなかった場合、またはかかる承認等に本件合併の実行に重大な支障となる条件もしくは制約等が付された場合、本契約はその効力を失うものとする。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲または乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙が、反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲および乙は相手方に何ら催告することなく、相手方との契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとする。
4. 第 3 項の規定により、契約を解除された相手方に損害が生じた場合、相手方は解除した者に何らの請求を行わないものとする。また、解除した者に損害が生じた場合は、相手方がその責任を負うものとする。

第 12 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛議が生じた場合は、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙署名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保管する。

2021 年 9 月 27 日

甲：大分市府内町 3 丁目 4 番 1 号
株式会社大分銀行
取締役頭取 後藤 富一郎

乙：大分市花園 2 丁目 1 番 1 号
大銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役 田中 賢児

決算報告書

(第 84 期)

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

大銀ビジネスサービス(株)

大分市花園二丁目1番1号

損 益 計 算 書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日

(当期累計期間)

大銀ビジネスサービス㈱

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
家賃収入	1,418,346	
貸地料収入	18,149,815	
業務受託料収入	887,854,300	907,422,461
売上総利益		907,422,461
【販売費及び一般管理費】		875,701,347
営業利益		31,721,114
【営業外収益】		
受取利息	2,691	
雑収入	748,354	751,045
【営業外費用】		
支払利息割引料	11,309,208	11,309,208
経常利益		21,162,951
【特別損失】		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		21,162,949
法人税等		7,231,006
法人税等調整額		403,069
当期純利益		13,528,874

販売費及び一般管理費明細書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日

(当期累計期間)

大銀ビジネスサービス㈱

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	12,562,008
給与手当	455,709,329
通勤手当	27,583,274
賞 与	113,281,328
賞与引当金繰入	△486,922
退職給付費用	12,350,875
法定福利費	88,641,909
福利厚生費	10,969,018
役員退職金	1,680,000
地代家賃	19,348,104
賃借料	9,447,246
修繕費	3,645,380
保守管理費	28,966,710
消耗品費	8,210,375
備品費	462,700
旅費交通費	6,946,386
運送費	228,000
租税公課	15,508,681
通信費	3,159,445
図書新聞費	238,606
水道光熱費	4,871,360
広告宣伝費	25,000
接待交際費	420,367
諸会費	579,946
寄附金	20,000
保険料	2,054,330
研修費	82,654
会議費	136,934
業務委託費	4,691,400
支払手数料	143,928
減価償却費	42,094,907
雑費	2,128,069
販売費及び一般管理費合計	875,701,347

株主資本等変動計算書

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日

(当期累計期間)

別紙2

大銀ビジネスサービス㈱

(単位：円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000,000	2,000,000	316,000,000	225,874,567	543,874,567	563,874,567	563,874,567
当期変動額							
当期純利益				13,528,874	13,528,874	13,528,874	13,528,874
当期変動額合計	0	0	0	13,528,874	13,528,874	13,528,874	13,528,874
当期末残高	20,000,000	2,000,000	316,000,000	239,403,441	557,403,441	577,403,441	577,403,441

個 別 注 記 表

会計期間 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日

大銀ビジネスサービス株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。
無形固定資産	定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。残存価額については零としております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、当期末に在籍する役員を対象に、内規に基づく年間繰入見積額を期間により按分し計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職金の支給に備えるため、当期末に在籍する従業員を対象に、退職金規程に基づく年間繰入見積額を期間により按分し計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式で行っております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
40,000 株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
該当ありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当ありません。
- (4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる当社の株式の数
該当ありません。

3. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	14,435 円 08 銭
1 株当たり当期純利益	338 円 22 銭